

令和 7 年 6 月 6 日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 小林 あや

意見書

令和 7 年 6 月 3 日付け大総務第 7 号により報告のありました社会福祉法人大阪社会医療センター（以下「本件団体」といいます。）により作成された中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 13 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

本件団体の収支改善にあたっては、経営判断における権限と責任の所在を明確にし、危機感を持って取り組むことが不可欠である。所管所属においては、以下の点を踏まえ、取組を進めるよう監理されたい。

- ・ 本件団体の直近の資金残高及び収入の状況を踏まえて、早急に資金の手当てを検討する必要がある。
- ・ 収入確保に係る目標について、根拠が示されておらず、資金不足を発生させないことが前提となっていると言わざるを得ない。改めて実現可能性を検証のうえ、必要に応じて本件計画を見直すべきである。
- ・ 経費削減に係る目標において、収入との連関性が低い経費については実数で目標値を設定する必要がある。
- ・ 予約システムの導入等の新たな投資については、費用対効果を勘案したうえで実施を検討するとともに、増加が見込まれる経費は収支に反映する必要がある。